

山口大学医学部及び大学院医学系研究科における成績評価異議申立てに関する要項

(趣旨)

第1条 この要項は、本学医学部及び大学院医学系研究科の学生（以下「学生」という。）が、専門科目（学部第2年次以降の共通教育科目を含む）に係る成績評価に対し、本人の成績に限り異議申立てを行う場合の手続について必要な事項を定めるものとする。

(異議申立事由)

第2条 学生は、履修した授業科目に係る成績評価について、次の各号のいずれかに該当する場合は、具体的理由を付して異議を申し立てることができるものとする。ただし、成績評価の基準（採点基準）に関する申し立ては認めない。

- (1) 成績の誤記入等、明らかに担当教員の誤りであると思われるもの
- (2) シラバス又は授業等により周知している成績評価法から明らかに逸脱した評価であると思われるもの

(異議申立手続)

第3条 学生は、異議を申し立てる場合、成績評価に対する異議申立書（別紙様式。以下、「異議申立書」という。）を、原則として医学科にあっては学生部委員会委員長、保健学科にあっては保健学科長、医学系研究科医学専攻にあっては大学院委員会委員長、医学系研究科保健学専攻にあっては保健学専攻長（以下担当委員会委員長等という。）に提出するものとする。

- 2 各担当委員会委員長等は、異議の申立てを受けた場合、各担当委員会副委員長及び関係委員会委員長等と対応方針を協議した後、担当教員と対応について協議するものとする。ただし、各担当委員会委員長等が必要と認めたときは、当該学生の意見を聴くことができる。
- 3 各担当委員会委員長等は、対応を決定し、速やかに当該学生へ通知するものとする。

附 則

この要項は、平成28年10月1日から施行する。